

マリンレジャー安全レポート

第17号(平成18年11月)

第七管区海上保安本部
マリンレジャー安全推進室
TEL 093-321-2931
E-mail:kyuunan-7@kaiho.mlit.go.jp



平成18年10月
プレジャーボート等
海難発生隻数

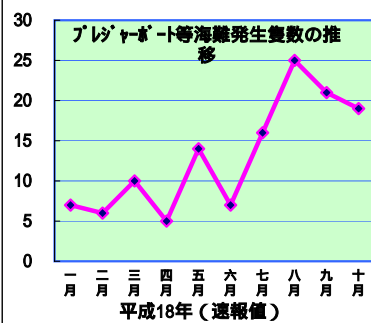
合計	19隻
衝突	1
乗揚	0
転覆	1
浸水	3
推進器障害	3
舵障害	1
機関故障	7
火災	0
爆発	0
行方不明	0
運航阻害	3
安全阻害	0
その他	0

小型ボート転覆！乗船者は無事救助！

11月5日午前2時頃、プレジャーボート(長さ2.8m、船外機5馬力)に船長(67歳)等2人が乗船して出港、沿岸部で遊漁中の午前4時頃、乗船者が船内を移動した際に船体が傾斜して船内に海水が流入し、転覆しました。海に投げ出され乗船者2人は、転覆したボートにしがみついていたが、約3時間後の午前7時頃、付近を通りかかった漁船、水難救済会救難所所属船に救助されました。2人とも衰弱していましたが生命に異常はありませんでした。2人はライフジャケットを着用していませんでした。



11月5日午前6時頃、ゴムボート(長さ2.7m、船外機2馬力)に船長(51歳)等3人が乗船して出港、沿岸部で遊漁をしていました。遊漁を一時中断して釣り場を移動中の午前10時45分頃、突然、右舷側から波を受けボートが傾斜して転覆しました。海に投げ出された乗船者3人は転覆したボートにしがみついていたところ、約10分後に付近を通りかかったプレジャーボートに救助されました。3人もライフジャケットを着用していませんでした。



10月の海難から

前述の小型ボートの事故は幸い全員が救助されましたが、手漕ぎボートで釣りに出かけた男性が転落・死亡した事故も発生しています。一方、漁船の事故では、衝突などの事故により乗船者が海に投げ出された事例や航行中に海に転落するなど、合わせて5件5人が死亡又は行方不明となりました。5人ともライフジャケットは着けていませんでした。もし着けていれば・・・と思うと残念ではありません。自己や家族の安全・安心のためにも着用してほしいものです。

海難審判庁裁決から ~シリーズ~

水上オートバイ牽引ゴムボート衝突・死亡事故

【事故の概要】

平成16年8月上旬、水上オートバイG(登録長2.7m)は、搭乗者1名を載せたおむすび型ゴムボートを牽引して遊走中の午後5時頃、牽引中のゴムボートが突堤のブロックに激突し、搭乗者がブロック上に跳ね落とされた。

【事故の原因】

搭乗者に対する安全措置が十分でなかった。(旋回する際、突堤に近寄りすぎた。)

【結果】

ゴムボート搭乗者は頸椎及び骨盤骨折により死亡

【裁決主文】

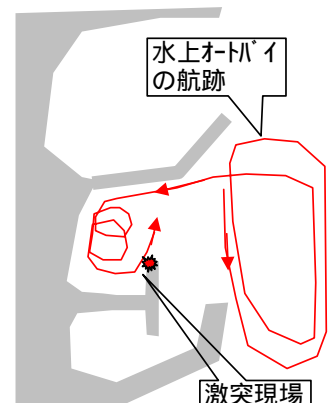
「本件被引浮体(おむすび型ゴムボート)搭乗者死亡は、搭乗者に対する安全措置が不十分で、被引浮体が突堤のブロックに激突したことによって発生したものである。

水上オートバイG船長の小型船舶操縦士の業務を2箇月停止する。

【その他】

G船長には業務上過失致死傷罪で罰金50万円の刑事処分がなされています。

水上オートバイでバナナボートやゴムボートを引く場合は、救命胴衣を必ず着用して、船がいないところや海水浴客などの人がいない広い海域で遊びましょう！！



未来に残そう青い海 ~ 海洋環境保全推進週間 ~

海洋環境保全推進週間（11月1日から同7日）の期間中、各地で様々な関係行事等が開催されましたので一例をご紹介します。

各海上保安部署では、主に小中学生の皆さんの協力を得て、海岸の漂着ゴミの調査と清掃を実施しました。

平成17年は七管内32箇所の海岸において約3300人が参加し、約59トンの漂着ゴミについて調査を行い、その結果、日常生活から発生した買い物袋やペットボトル等のプラスチック類が約47パーセント、発泡スチロールが約32パーセントと両方で漂着ゴミの約79パーセントあまりを占めていることが分かりました。

今年の参加者数等の集計はまだされていませんが、既に20箇所以上の海岸で調査や清掃が行われております。

漂着ゴミ調査と海岸清掃【三池】



漂着ゴミ調査と海岸清掃【対馬比田勝】



未来に残そう青い海
（小学生高学年の部）
入賞作品（小学高）



海辺でのレジャーや船内で発生したゴミは必ず持ち帰りましょう。

ミニボートについて ~ 船検・免許は不要ですが ~

ミニボートでもあなたは船長です！

船の長さが3メートル未満で機関が2馬力（出力1.5kw）以下のボート（所謂ミニボート）は、船舶検査も操縦免許も不要です。

しかしながら、法律による規制はなくても、安全に遊ぶためには正しい知識と行動が必要です。次のような、安全策を励行しましょう。

風が強い時や波の高いときは出港を見合わせる。 夜間や沖合には出ない。
ライフジャケットは全員が必ず着ける。 ボート内での移動は姿勢を低くしてバランスを取る。
常時、周囲の見張りを怠らない。 航行上のルール（海上衝突予防法）を守る。
携帯電話を携帯する。（防水パックに入れておけば万全です。）

あなたは、船長として同乗者の安全を守る義務があります。転ばぬ先の杖！・・・ですぞ。

海の相談室だより（七管本部海洋情報部）

めっきり秋の色合いが濃くなってまいりました。月も一層蒼く映る今日この頃です。中秋の名月は過ぎましたが月のお話をひとこと・・・。

中秋の名月(十五夜)とは、「月」を基準として作られた暦である「旧暦」の8月15日の「月」を指しています。この時期は各地で観月会などの催しが行われます。

今年の「旧暦」の8月15日は、現在使用している「新暦」（太陽暦）にすると10月6日に相当します。一方、新暦の10月における満月の日は、10月7日になります。このように十五夜の日と満月の日が違うと何が釈然としませんね。何故違うのでしょうか、その理由は次のようになります。

「旧暦」では、新月となる日をその月の1日(ついたち)とし、三日月は3日、満月は15日というように、日付と月の満ち欠けに対する呼び名が一致します。

月の満ち欠けの周期は平均して約29.5日で、新月から満月までの日数は平均して約14.8日となります。ところが実際には、月の軌道と地球の軌道が楕円であるため、新月から満月までの日数は14~16日の間で変化します。

したがって、「旧暦」の15日は、0から数える月齢でいえば、月齢14になり、満月は月齢14~16となるため、「旧暦」の15日と満月は一致しない場合が起ります。

参考までに、昨年と来年の中秋の名月と満月の日付けを見ると、以下のとおりです。

平成17年 中秋の名月：9月18日 満月：9月18日
平成19年 中秋の名月：9月25日 満月：9月27日

